

川崎市生活保護受給者介護職場就労支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市生活保護受給者介護職場就労支援事業（以下「本事業」という）について、円滑な実施を図るために、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本事業は、介護職場での就労を目指す生活保護受給者を対象に、就労のための基礎的な訓練や研修を行い、介護資格取得を支援するとともに、介護資格取得後の就職支援、就労開始後の定着支援を実施し、もって本事業の利用者が介護職場で就労を継続し、自立することができるようになることを目的とする。

(実施主体)

第3条 本事業の実施主体は、川崎市とする。ただし、本事業の適切な運営が確保できると認められる法人に委託することができるものとする。

(対象者)

第4条 本事業の対象者は、川崎市の福祉事務所において生活保護を受給している者で、介護職場での就労を目指す者とする。

(事業の内容)

第5条 本事業は、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を実施する。

- (1) 求職や就労のための基礎的な研修や準備支援
- (2) 介護資格取得のための支援
- (3) 介護資格取得後の介護施設での実習に関する支援

(4) 取得した介護資格を活用できる介護職場への就職支援

(5) 介護施設等に就職した利用者への就労の継続のための定着支援

(実施場所)

第6条 実施主体は、前条の業務を実施するため、川崎市内に適切な事業所を確保して実施するものとする。

(利用手続きについて)

第7条 対象者が本事業の利用を希望する場合（以下「利用希望者」という。）は、福祉事務所長に申込書兼同意書（第1号様式）を提出しなければならない。

2 福祉事務所長は、前項の申込書を受理したときには、本事業の対象者として適切であるかどうかを審査する。

3 福祉事務所長は、利用を承認した場合には、利用希望者の申込書兼同意書の写しを添えて、実施主体に通知する。

4 実施主体は、福祉事務所長からの通知を受理した場合、利用希望者の受入れ時期について調整し、結果を福祉事務所長に回答する。ただし、受入れできない場合、速やかに生活保護・自立支援室に報告し、対応を協議する。

5 福祉事務所長は、前項の回答に基づいて、本事業の利用を決定し、利用希望者に「利用決定通知書（第2号様式）」により通知する。ただし、不承認の場合には、利用希望者に「利用不承認通知書（第3号様式）」により通知する。

(利用料について)

第8条 本事業の利用は無料とする。ただし実費相当額については、別に定める。

(実施体制)

第9条 本事業の目的を達成させるため、次の各号に掲げる職員を配置する。

(1) 責任者

(2) 介護福祉士の資格を有する者

(3) 就労支援にかかわる経験を有する者

(個人情報保護)

第10条 本事業の実施に携わる者は、利用者の個人情報の保護に十分に配慮するとともに、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 求職者情報、相談記録等個人情報にかかわる記録は、本人から同意を得て、利用者から提供を受けた者が責任をもって管理しなければならない。

(その他の事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、健康福祉局長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

福祉事務所受付印

申込書兼同意書

私は、川崎市生活保護受給者介護職場就労支援事業の利用を申し込みます。

また、このために必要があるときは、福祉事務所が保有する私の個人情報を就労支援事業受託事業者に提供し、また、福祉事務所が就労支援事業受託事業者から個人情報を得ることに同意いたします。

年 月 日

住所 川崎市 区

氏名 印

(宛先)
川崎市 福祉事務所長

(第2号様式)

年 月 日

様

川崎市 福祉事務所長

利用決定通知書

川崎市生活保護受給者介護職場就労支援事業の実施について、下記のとおり通知します。

記

1 氏 名	
2 生年月日	
3 住 所	
4 利用開始日	年 月 日
5 福祉事務所	

(第3号様式)

年 月 日

様

川崎市 福祉事務所長

利用不承認通知書

川崎市生活保護受給者介護職場就労支援事業の実施について、下記のとおり通知します。

記

1 氏 名	
2 生年月日	
3 住 所	
4 不承認の理由	
5 福祉事務所	